

南部箕蚊屋広域連合議会の定例会の招集時期を定める規則

平成11年 7月30日 規則第1号

南部箕蚊屋広域連合議会の定例会は毎年2月及び8月に招集するのを常例とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月20日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。